

## 上富田町小規模貯水槽水道管理指導要領

### (目的)

第 1 条 この要領は、小規模貯水槽水道の衛生管理に必要な事項及び水質汚染時の措置等について必要な事項を定めることにより、設置者等による自己管理の徹底を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「小規模貯水槽水道」とは、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする水道施設であつて、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）に規定する「専用水道」及び「簡易専用水道」に該当しないものをいう。

ただし、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和 45 年法律第 20 号。以下「ビル管理法」という。）の適用を受ける施設を除く。

(2) 「設置者等」とは、小規模貯水槽水道を所有する者、又は維持管理の責任を有する者をいう。

(3) 「登録検査機関等」とは、法第 34 条の 2 第 2 項に規定する、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者をいう。

(4) 「利用者」とは、小規模貯水槽水道から供給を受ける者をいう。

(5) 「水道事業者」とは、上富田町の水道事業担当課をいう。

### (実施主体)

第 3 条 小規模貯水槽水道の管理は、その設置者等が自ら責任をもって行うものであり、この要領に基づく指導等は、水道事業者が設置者等及び関係機関の協力を得て実施するものとする。

### (対象施設)

第 4 条 この要領において対象とする施設は、町内に設置される小規模貯水槽水道とする。

### (届出)

第 5 条 設置者等は小規模貯水槽水道を設置しようとしたときは、水道事業者に届け出ること。(別記第 3 号様式)

2 設置者等は、前項の届出の記載事項または設備の構造等に変更があつたときは、速やかに水道事業者に届け出ること。(別記第 4 号様式)

3 設置者等は、小規模貯水槽水道の使用を休止または廃止したときは、速やかに水道事業者に届け出ること。(別記第 5 号様式)

### (管理基準)

第 6 条 設置者等は、次に掲げる基準に従い、自ら適正な管理に努めなければならない。

なお、管理状況については、毎年 1 回以上定期的に登録検査機関等による「簡易専用水道の管理に係る検査」（法定検査（定期検査））を受けることが望ましい。

(1) 清潔の保持

- ア 水槽の掃除を毎年 1 回以上定期に行うこと。
- イ 水槽の点検等有害物、汚水等による水の汚染を防止するために必要な措置を講じること。

(2) 水質検査の実施

- ア 定期の検査  
給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態に関する検査を定期に行うこと。

なお、残留塩素の有無に関する検査についても定期に行うことが望ましい。

- イ 臨時の検査  
小規模貯水槽水道から給水される水に異常を認めるときは、法第 4 条の規定に基づく水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要な項目について水質検査を行うこと。

ウ 水質検査機関

臨時の検査は、次の者に依頼して行うこと。

- (ア) 法第 20 条第 3 項の規定に規定する、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関

- (イ) ビル管理法第 12 条の 2 第 1 項に規定する建築物における飲料水の水質検査を行う事業の知事の登録を受けた者

(3) 汚染が判明した場合の措置

- ア 設置者等は、その給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに水道事業者に連絡し、指導を受けること。（別記第 6 号様式）
- イ 設置者等は、水質検査の結果、法に基づく水質基準を超える等、汚染が判明した場合、水道事業者に連絡し、指導を受けること。
- ウ 設置者等は、汚染原因の調査及び原因の除去に必要な措置を講じること。

(4) 記録の保存

- 設置者等は、水槽の清掃、水質検査等の管理記録を検査した日から 3 年間保存すること。

(5) 緊急時連絡先の周知

- 設置者等は、施設周辺への掲示等により、時間を問わず応対できる「緊急時の連絡先」が誰でも確認できる状態を維持すること。

2 設置者等は、前項の管理基準に従った管理とともに、水槽の点検や給水栓での水の検査等については、簡易専用水道の管理に準じた日常管理にも努めなければならない。

（指導・啓発等）

第 7 条 水道事業者は、設置者等に対し適正な管理について指導を行うとともに、正しい知識の普及を図るものとする。

- 2 水道事業者は、小規模貯水槽水道の設置場所、設置者等の住所及び氏名、受水槽の有効容量等の把握に努めるとともに、これらについての記録を保存するものとする。(別記第1号様式)
- 3 水道事業者は、設置者等の協力を得て、小規模貯水槽水道の管理状況の把握に努めるものとする。(別記第2号様式)
- 4 水道事業者は、設置者等から第6条第3号に係る連絡を受けた場合、又は小規模貯水槽の汚染を発見した場合は、必要に応じて、現地調査等を行い、設置者等が実施する汚染原因の調査及び原因除去に対し指導等を行う。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。